



愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和6年12月24日火曜日 第572号外2

◇ 目 次 ◇

人事委員会規則

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局).....	1
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	4
教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	5
会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	(").....	5

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1273

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 155）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与と条例1号職員					職員給与と条例	職員給与と条例
	1種	2種	3種	4種	5種	2号職員	3号職員
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,800
(2) 1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,800
(3) 2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,800
(4) 3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	47,000
(5) 4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	43,200
(6) 5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	39,400
(7) 6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	35,600
(8) 7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	31,800
(9) 8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	28,000
(10) 9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	24,200
(11) 10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	20,400
(12) 11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	16,600
(13) 12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	12,800
(14) 13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	9,000
(15) 14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	5,200
(16) 15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
(17) 16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
(18) 17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
(19) 18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
(20) 19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
(21) 20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
(22) 21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
(23) 22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
(24) 23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
(25) 24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
(26) 25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
(27) 26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
(28) 27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
(29) 28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
(30) 29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
(31) 30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
(32) 31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
(33) 32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
(34) 33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
(35) 34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与と条例1号職員」とは職員給与と条例第18条の4第1項第1号の職を占める職員を、「職員給与と条例2号職員」とは同項第2号の職を占める職員を、「職員給与と条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

別表第2（附則第3項関係）

職員の区分 期間の区分	職員給与条例2号職員	職員給与条例3号職員
	円	円
(1) 1年未満	36,100	35,600
(2) 1年以上2年未満	36,100	35,600
(3) 2年以上3年未満	36,100	35,600
(4) 3年以上4年未満	36,100	32,900
(5) 4年以上5年未満	36,100	30,200
(6) 5年以上6年未満	36,100	27,600
(7) 6年以上7年未満	34,900	24,900
(8) 7年以上8年未満	33,600	22,300
(9) 8年以上9年未満	32,300	19,600
(10) 9年以上10年未満	31,100	16,900
(11) 10年以上11年未満	29,800	14,300
(12) 11年以上12年未満	28,600	11,600
(13) 12年以上13年未満	27,300	9,000
(14) 13年以上14年未満	26,000	6,300
(15) 14年以上15年未満	25,100	3,600
(16) 15年以上16年未満	24,100	
(17) 16年以上17年未満	23,100	
(18) 17年以上18年未満	22,100	
(19) 18年以上19年未満	21,100	
(20) 19年以上20年未満	20,200	
(21) 20年以上21年未満	19,200	
(22) 21年以上22年未満	18,800	
(23) 22年以上23年未満	18,300	
(24) 23年以上24年未満	17,600	
(25) 24年以上25年未満	17,200	
(26) 25年以上26年未満	16,800	
(27) 26年以上27年未満	16,400	
(28) 27年以上28年未満	16,000	
(29) 28年以上29年未満	15,400	
(30) 29年以上30年未満	15,200	
(31) 30年以上31年未満	14,900	
(32) 31年以上32年未満	14,500	
(33) 32年以上33年未満	13,900	
(34) 33年以上34年未満	13,200	
(35) 34年以上35年未満	12,700	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「職員給与条例2号職員」とは職員給与条例第18条の4第1項第2号の職を占める職員を、「職員給与条例3号職員」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の初任給調整手当の支給等に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1274

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 204）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の126.5以上100分の215以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の150.5以上100分の255以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の115以上100分の126.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の136以上100分の150.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の103.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の123.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の95以下</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の114以下</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の215</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の52.75以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の62.75以上</u>）</p>	<p>（勤勉手当の成績率）</p> <p>第14条 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の職員給与条例第19条の4第1項又は教育職員給与条例第19条の4第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の121.5以上100分の205以下</u>（職員給与条例第19条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の145.5以上100分の245以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の110以上100分の121.5未満</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の131以上100分の145.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の98.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の118.5</u>）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の90以下</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の109以下</u>）</p> <p>2 前項第1号の場合において、当該職員（特定幹部職員を除く。）が業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により、職務上特に功績があり、表彰を受けた場合又はこれに準ずる場合の成績率は、<u>100分の205</u>とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第14条の2 定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の50.25以上</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60.25以上</u>）</p>

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の49.25(特定幹部職員にあつては、100分の59.25)	(2) 勤務成績が良好な職員 100分の46.75(特定幹部職員にあつては、100分の56.75)
(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の47.25以下(特定幹部職員にあつては、100分の57.25以下)	(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の44.75以下(特定幹部職員にあつては、100分の54.75以下)
2 省略	2 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則第14条第1項及び第2項並びに第14条の2第1項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1275

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 390)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2(第3条関係)			別表第2(第3条関係)		
1 中学校・小学校教育職員給料表			1 中学校・小学校教育職員給料表		
職務の級	区分	管理職手当	職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	<u>80,100円</u>	4 級	1 種	<u>79,200円</u>
	省略			省略	
省略			省略		
2 高等学校等教育職員給料表			2 高等学校等教育職員給料表		
職務の級	区分	管理職手当	職務の級	区分	管理職手当
4 級	1 種	<u>84,400円</u>	4 級	1 種	<u>83,500円</u>
	省略			省略	
省略			省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の教育職員の管理職手当に関する規則別表第2の規定は、令和6年4月1日から適用する。

○愛媛県人事委員会規則7 1276

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 安藤 潔

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1223)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の成績率)	(勤勉手当の成績率)
第30条 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応	第30条 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応

じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の2第1項又は第18条の2第1項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が優秀な会計年度任用職員 100分の110.5以上
- (2) 勤務成績が良好な会計年度任用職員 100分の103.5
- (3) 勤務成績が良好でない会計年度任用職員 100分の95以下

2 省略

じ、当該各号に定める割合の範囲内を基本として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第12条の2第1項又は第18条の2第1項の会計年度任用職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が優秀な会計年度任用職員 100分の105.5以上
- (2) 勤務成績が良好な会計年度任用職員 100分の98.5
- (3) 勤務成績が良好でない会計年度任用職員 100分の90以下

2 省略

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

職員の区分 期間の区分	条例1号職員					条例2号職員	条例3号職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 1年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,800
(2) 1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,800
(3) 2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,800
(4) 3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	47,000
(5) 4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	43,200
(6) 5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	39,400
(7) 6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	35,600
(8) 7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	31,800
(9) 8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	28,000
(10) 9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	24,200
(11) 10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	20,400
(12) 11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	16,600
(13) 12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	12,800
(14) 13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	9,000
(15) 14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	5,200
(16) 15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
(17) 16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
(18) 17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
(19) 18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
(20) 19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
(21) 20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
(22) 21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
(23) 22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
(24) 23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
(25) 24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	
(26) 25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000	
(27) 26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400	
(28) 27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800	
(29) 28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000	
(30) 29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700	
(31) 30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300	
(32) 31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700	
(33) 32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800	
(34) 33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900	
(35) 34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200	

備考1 この表において、期間の区分の欄に掲げる年数は、採用の日又は第10条各号の第1号会計年度任用職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において、「条例1号職員」とは条例第11条第1項第1号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「条例2号職員」とは同項第2号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「条例3号職員」とは同項第3号の職を占める第1号会計年度任用職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第8条第1項第1号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める第1号会計年度任用職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める第1号会計年度任用職員をいう。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の会計年度任用職員の給与の支給等に関する規則別表第1の規定は令和6年4月1日から、改正後の同規則第30条第1項の規定は同年12月1日から適用する。